

【 (仮)富士市まちづくり活動推進条例の構成 (案) 】

前 文

(内容) 本市の地区まちづくり活動の歴史と、条例制定に至る背景等について示します。

《条文に盛り込むキーワード案》

- ・ 富士市のこれまでのまちづくり活動の評価
- ・ 地区まちづくり活動の自主性
- ・ 地区住民の参加と協働の促進
- ・ 世代、性別の垣根を超えた参画
- ・ 次世代育成、若者の参画
- ・ 将来課題への対応(少子高齢・人口減少、地方分権推進等)
- ・ これからの地域コミュニティのあり方 など

第1条 条例の目的

この条例は、市民等による主体的な地区まちづくり活動を尊重し、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、地区まちづくり活動の基本理念や、まちづくり協議会の設置、市の支援等を定め、市との協働のまちづくりを推進することで、未来にむかって、元気な地区まちづくり活動を進めることを目的とする。

第2条 用語の定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区 おおむね小学校の通学区域を範囲とする区域をいう。
- (2) 市民等 市内において、居住する人、事業を営む人並びに働く人、学校に通学する人、及びこれらの人で組織する団体をいう。
- (3) 地区まちづくり活動 地区の市民等が、より活力ある明るい地区を作るため、お互いに協力し、自主的に活動することをいう。
- (4) まちづくり協議会 地区まちづくり活動を中心的かつ主体的に行うため、地区の市民等により構成された組織をいう。

第3条 地区まちづくり活動の基本理念

地区まちづくり活動は、市民等の自発的かつ主体的な取組によって推進する。

- 2 地区まちづくり活動は、市民等が等しくまちづくりの担い手として、その活動に参画する権利を有するものとして推進する。
- 3 地区まちづくり活動は、市民等と市が対等な関係で、それぞれの活動を尊重するとともに、お互いの役割を理解して推進する。

第4条 まちづくり協議会の設置

各地区にまちづくり協議会を置く。

- 2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件を満たすよう努めるものとする。
 - (1) 地区の市民等で構成された組織であること。
 - (2) まちづくり協議会を民主的に運営するために必要な事項が、規約等に定められていること。
 - (3) まちづくり協議会の役員は、その構成する市民等の意思に基づいて承認されていること。
 - (4) 構成する市民等が、地区の将来像を共有し、計画的な事業運営を進めるため、まちづくり行動計画が策定されていること。

第5条 市民等の役割

市民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、自らの地区に関心を持つとともに、地区の発展に向けた取組に、参画するよう努めるものとする。

第6条 市の役割

市は、第3条に規定する基本理念に基づき、市民等の自主性を尊重しつつ、地区まちづくり活動の活性化を図るため、必要な施策を実施するものとする。

- 2 市は、前項の実施にあたり、市民等の意見の反映に努めるものとする。
- 3 市は、市民等が地区まちづくり活動を円滑に推進できるよう、施策に基づく必要な支援を行うものとする。

第7条 まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動の活性化に向け、地区の特性を活かした主体的な活動を推進するものとする。

- 2 まちづくり協議会は、地区課題の解決に積極的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 まちづくり協議会は、市民等が参画しやすく、透明性の高い運営に努めるものとする。
- 4 まちづくり協議会は、持続可能な地区まちづくり活動に向けて、次代を担う人材育成に努めるものとする。
- 5 まちづくり協議会は、地区内の市民等の交流を通じて絆づくりを進めるとともに、地区内外で活動する団体や組織との相互連携に努めるものとする。

第8条 まちづくり協議会と市の役割分担

まちづくり協議会は、地区まちづくり活動を推進し、市は、まちづくり協議会が解決できない課題について補完するものとする。

第9条 まちづくり協議会に対する市の支援

市は、第6条第3項に基づき、まちづくり協議会に対して、次の各号の掲げる支援を行うものとする。

- (1) 予算の範囲内において、地区まちづくり活動に対する財政的支援をすること。
- (2) 地区まちづくり活動の担い手づくりのための人材育成を支援すること。
- (3) 地区まちづくり活動を進めるための必要な情報を提供すること。
- (4) 地区まちづくり活動の拠点において、事務局機能の充実にに向けた支援をすること。

第10条 まちづくり協議会の活動拠点

まちづくり協議会の活動拠点は、地区まちづくりセンターとする。